

## 耐震改修促進法に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、これを所管する新見市長（以下「所管行政庁」という。）の事務取扱いについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほかに必要な事項を定め、もって事務の円滑化を図り、新見市内の住宅・建築物の耐震化に資することを目的とする。

(指導及び助言等)

第2条 所管行政庁は、防災査察、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第12条第1項に規定する定期報告制度等により、特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性を啓蒙し、当該特定建築物の地震に対する安全性が確認できないときは、当該所有者に対して、耐震診断及び耐震改修を早急に行うよう指導するものとする。

2 所管行政庁は、市民、建築技術者等に対して、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要性の啓蒙活動、支援措置に関する情報の提供、耐震診断等の技術的な基準及び耐震改修の工法に関する情報の提供並びに助言に努めるものとする。

(指示又は報告の徴収)

第3条 所管行政庁は、法第7条第2項の規定による指示は、指示書（様式第1号）により行うものとする。

2 所管行政庁は、法第7条第4項及び法第10条の規定による報告は、特定建築物の所有者から、耐震改修等状況報告書（様式第2号）1部に必要な書類及び図面を添付したものの提出を求めて行うものとする。

(計画の認定等)

第4条 所管行政庁は、法第8条第3項の規定による計画の認定（以下「計画認定」という。）又は法第9条第2項の規定による計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）は、原則として、耐震改修の計画に係る耐震診断・補強計画が次に掲げる機関の評価又は判定を得たものについて認定するものとする。ただし、基準法第6条第1項第2号に該当しない木造の建築物はこの限りでない。

(1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会のホームページに掲載されている耐震判定委員会

(2) その他前号と同等であると市長が認める機関

(建築主事・消防長等の同意)

第5条 法第8条第4項及び法第9条第2項の規定により、計画認定又は変更認定に係る耐震改修の計画が基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する場合にあっては、所管行政庁は、耐震改修計画に関する同意書（様式第3号）により、新見市建築主事の同意を求めるものとする。

2 法第8条第5項及び法第9条第2項の規定により、計画認定又は変更認定に係る耐震改修の計画が基準法第93条の規定を準用する場合にあっては、所管行政庁は、耐震改修計画に関する同意書（様式第4号）により、新見市消防長の同意を求めるものとする。

（認定通知）

第6条 所管行政庁は、計画認定又は変更認定をしたときは、認定した旨の通知書（様式第5号）により、新見市建築主事へ通知するものとする。

（取下届等）

第7条 計画認定又は変更認定の申請を取り下げようとする者は、取下届（様式第6号）1部を所管行政庁に提出するものとする。

2 認定事業者は、認定建築物の耐震改修の工事を取りやめたときは、取りやめ届（様式第7号）1部に計画認定を受けたことを証する書類を添えて所管行政庁に提出するものとする。

3 所管行政庁は、前2項の規定による取下届又は取りやめ届を受理したときは、受理通知書（様式第8号）により、新見市建築主事に通知するものとする。

（完了届）

第8条 認定事業者は、認定建築物の耐震改修の工事を完了したときは、工事完了届（様式第9号）1部に耐震改修の工事に係る部分の工事写真及び完成写真を添えて所管行政庁に提出するものとする。

2 耐震改修計画が第5条第1項に定めるところにより、建築主事の同意を必要とする場合にあっては、認定事業者から前項の規定による完了届が提出されたときは、所管行政庁は、工事完了届受理通知書（様式第10号）により、新見市建築主事に通知するものとする。

3 耐震改修計画が第5条第2項に定めるところにより、消防長の同意を必要とする場合にあっては、認定事業者から第1項の規定による完了届が提出されたときは、所管行政庁は、工事完了届受理通知書（様式第11号）により、新見市消防長に通知するものとする。

（台帳の整備）

第9条 所管行政庁は、耐震改修促進法台帳（様式第12号）を整備し、計画認定、変更認定、報告、届出のあった事項を記録するものとする。

## 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。